

## 中国の法制と法学

私がここで講演できることを、会の主催者に対して感謝したい。皆さんに今日の中国における法制建設の概況について、紹介のできることは、大変光栄である。私の講演が中華人民共和国の現行法律制度に対する皆さんの理解を助けることができれば幸いである。

はじめに「法制」という概念について説明したい。中国理論界の理解にもとづくと、第一に法律制度であり、第二に法治（法の支配）であり、法の絶対的優越的地位を強調する。法制という概念は、わが国の革命の先輩である董必武先生が一九五六年に提起したもので、「依るべき法があり、法があれば必ず依り、法の執行は厳格でなければならず、法に違反すれば必ず

追究する」ということである。現在も、これを法制原則の權威ある解釈としている。このような理解にもとづいて、法制建設の内容が、立法、守法、法律の宣伝教育、監督保障、法学研究および司法組織の建設等々を含めて、大変豊富になった。

### 一、法制建設の發展段階

わが国法制建設の發展段階は、おおよそ四つの段階に分けられる（王珉燦、藍全普、陳守一の諸先生の時期区分はそれぞれ異なる）。

#### (1) 法制創建の段階（一九四九～一九六六）

この時期は法制がまだ健全でなかったばかりでなく、さらに

呉 擷 英  
西 村 幸次郎 訳

一九五七年に開始した法律虚無主義の影響が存在したが、最初の憲法が制定され、前後して約三千の法律・法令および行政法規が公布された。

## (2) 法制破壊の段階（一九六六～一九七六）

この時期は、林彪・四人組による「一〇年の大災難」の時期といわれ、公安・検察・司法はめちやくちやくにされ、政法院学校は基本的に取り消され、法学は停滞し、法学教材と図書資料は大量に散逸したのである。

## (3) 法制回復の段階（一九七七～一九八二）

四人組粉碎後に、全国では苦しみの中から教訓を汲み取り、一致して社会主義的民主と法制の強化を要求した。とくに、一九七八年一月の中共三中全会において「左」の路線を断固として是正し、国家の重点を社会主義的現代化建設に転換したのであり、このことは法制建設にとって決定的な影響をもっている。一九七八年に憲法を改正し、一九七九年には刑法など七つの重要な法律を採択した。人民代表大会常務委員会はさらに決議を採択し、建国以来の法律・法令は、本期人民代表大会の採択した憲法・法律と抵触するものを除いて、ひきつづき有効である、と宣言した。この時期に、わが国ではおよそ三百の新しい法律・法令および行政法規が公布され、このようにして基本的に「依るべき法が存在する」ことになったのである。

## (4) 法制の健全化を開始した新段階（一九八二～今日）

これは前の段階をつぐ発展であり、法制建設に新しい高まりを出現させた。その標識は、一九八二年の三つの大きな出来事である。つまり、①中共中央政法委員会が全国政法活動会議を召集したことであり、これは建国以来規模最大の政法会議である。会議は、ここ数年の政法活動の成果を総括し、当面の情勢を分析し、新しい時期の法制建設の根本的任務は社会主義的現代化建設のために奉仕しなければならないことであることを確定した。これは、指導思想における重大な転換であり、これまで一貫して強調したことは階級闘争をカナメとすることであり、敵に対する闘争を政法活動の唯一の目的とすることであった。今や人民民主主義独裁が手段であり、人民の物質的精神的生活において日増しに増大する要求を充分に満たすことこそ目的である。②全国的な法学団体である中国法学会が成立したことがある。早くもわが国では一九四九年十一月に新政治学会と新法学研究会が成立し、一九五三年に合併して中国政法学会が成立した。しかし、文革の時期に解散させられたのである。今回の新しい法学会の成立は、法学研究の発展、外国の法学界との学術交流の強化、法制建設の促進にとって、必ずや大きな役割を発揮するにちがいない。③新憲法を制定したことである。この三つの大きな事柄は、わが国の法制建設が新しい時期に進

んだことを示している。

## 二、立法状況

### (一) 憲法と行政法

憲法―現行の一九八二年憲法は、建国後四番目の憲法である。最初の一九五四年憲法は比較的に良く、一九七五年および一九七八年の憲法は、当時の歴史的條件に制約されており、程度は異なるが、國家の政治生活の不正常な状況を反映して完備していなかった。そこで、一九八二年憲法は、一九五四年憲法を基礎として改正を行なったのである。どうして、一九七八年憲法のわずか四年後に、新憲法を制定しなければならなかったのであろうか。主な理由は、一九七八年憲法が社会主義的現代化建設を進めている、現在の必要性にすでに適応しなくなったからであり、たとえば、階級闘争をカナメとして継続革命を行なうこと、文革の時期に中國の經濟・政治を攪乱した、ストライキの自由、「四大」自由を公民の自由・權利として、憲法に堅持していたのである。それとともに、一九八二年にわが國は、新憲法を制定する客觀的條件をそなえることとなり、中共三中全会の後に、わが國は正しい路線の軌道に立ち戻り、一九八一年には中共中央はまた建国以來の若干の歴史的問題について正しい評価と結論を下したのであり、そして國家は政治・

經濟のいづれにおいてもひとしく大きく發展し、これらの經驗の總括が新憲法の制定のために條件を提供したのである。(例えば、國營企業は、全面的に國家計畫を完成させるという前提の下に、經營管理の自主權を享有することができる。) 新憲法の基本的指導思想は次の三つに概括することができる。①四つの基本原則を堅持すること(つまり、社会主義の道、人民民主主義独裁、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想、中國共產黨の指導)、②人民の民主的權利を保障すること、③實事求是に中國の國情から出發すること。この憲法の一三八条、一五八三八字の一条一字は、中國人民の願いを反映しており、建国以來最も良い憲法である。現在の問題は、新憲法の実施に保証があるかないかということである。いかにして保証するかが、あまねく関心をもたれている問題である。そして、憲法が実施できるかどうかの鍵は、中國共產黨が憲法を尊重し実施するかにある。この側面において、中國は正に完全な憲法保障制度の探求と確立につとめている。私が今回来日して研究している主な課題は日本の憲法保障制度であり、もし成果があれば将来わが國憲法保障制度の重要な参考資料にしたいと思う。

行政法―建国以來、行政法規、例えば治安管理条例などが少なからず公布されたが、系統化・科学化されておらず、諸部門の法において比較的に立ち遅れた領域になっている。行政

法制が健全でないことによって、作り出された結果の一つは、行政機構の肥大化、重層化であり、職責が明確にならず効率が高くなく賞罰が明確でない、等々の状況にあり、このため当面は国家行政機関の改革を進めているところである。今後の行政立法の発展はおおよそ以下のいくつかの側面をもっている。つまり、①国家機構の設置と行政機関活動要員の編制、②中央から地方各級国家機関および機関活動要員の任務と職責の範囲、③人事の拔擢、任免、養成、評価および懲罰制度、④行政救済制度（行政訴訟、国家賠償等を含む）である。

## (二) 刑法と刑事訴訟法

刑法——一九七九年七月の五期人代二回會議において正式に採択された。中国刑法は人民民主主義独裁国家の本質を反映し、処罰と寛大の結合する政策にもとづき、わが国の国情に結びつけて制定されたものである。最近四年の執行状況からみると、この刑法は良いものであり、人民共和国を守り、人民の権利を保障する強大な武器になっていることが証明されている。問題は、①刑法における関連条文をいかに正しく執行し、的確に犯罪を定め、有罪と無罪の区別を明確にし、犯罪分子を放任しないだけでなく、善人を無実の罪におとしめないことである。（河南の一女性の要求にもとづいて、幹部が彼女を強姦した犯罪行為を調査・処理したのであり、また、社会主義制度反対の

スローガンを書いたことによって反革命罪として誤判を受けたが、後に刑法九〇条にもとづいて無実となった。）②中国の領土は大きく、また人口も多く、国情も複雑なので、若干の犯罪については、法は、いかにして司法の類推原則を正しく執行して犯罪者を処罰するかについて、明文で規定していない。（内蒙古では横暴にも寡婦の結婚に干渉し、むごいことに恋人の眼をつぶしてしまった事件があるが、一七九条を適用して二年以下の懲役に処し、民衆の怒りをしずめることができなかった。）③青少年の犯罪の比率があるところで六〇—七〇％高まり、社会問題になっているが、刑罰にのみ依ることはできないし、若干の青年犯罪においては根本的に刑罰を恐れず、「死刑に処せられてもドンブリ大の傷口一つができるだけのことだ」とうそぶく者もある。そこで、社会の力に依拠して社会教育を進めなければならぬ。また、急いで青少年法を制定しなければならぬ。

刑事訴訟法——基本的原則は、司法機関が厳格に法に依って事件を処理することであり、刑事訴訟を行なうには事実を根拠とし、法律を準則にしなければならない。すべての公民は法律の運用において一律に平等であり、公開裁判を実行する。大衆に依拠して人民陪審員制度を実行する。被告人の弁護を受ける権利等の合法的権利を保障する。この数年の実践が証明している

ように、この法律は法制の保障に対して重大な役割を果たしている。

### (二) 民法と経済法

国家の重点が現代化経済建設に転換するにともなって、民法および経済法の役割がますます大きくなってきている。近年の三百余の新しい法規の中の二五〇は、経済法規である。新中国の最初の民法典は正に起草を急いでおり、来年以降登場するであろう。経済関係を調整するわが国の法律には、およそ次の九種類がある。①基本的な経済関係を調整する民法。将来の民法は、およそ七つの側面の内容をもつ。つまり、④任務と原則―諸側面の経済関係を調整し、計画調節と市場調節の結合、等価交換、経済核算、労働に応ずる分配、権利の平等の原則を實行することである。③民事上の権利の主体には、公民と法人が含まれる。②適用範囲はすべての人および単位に適用され、訴訟の時効制度を確立する。①財産所有権の保障と賠償制度。⑥財産の移転（売買、販売、賃貸、報酬など）。その中には著作権、發明権、特許権の保障が含まれる。⑤財産の相続（法定および遺言相続）。④民事責任（罰則、罰金、違約金、損害賠償）。

②計画経済に関するものに、国民経済計画法、基本建設法、統計法、経済契約法（これは一九八一年の人代で採択された）

がある。

③工業企業法、農業基本法（人民公社は正に変革・発展のさなかにあるが、現行の改革の政策は急いで法律化しなければならない）、交通運輸法、海洋法などに関するもの。

④商品取引に関するものに、商業法、価格管理法、商標法等がある。

⑤財政金融に関するものに、主として預算決算法、税法、銀行法、對外貿易法等がある。

⑥労働福利に関するものに、主として労働法、社会福利法等がある。

⑦天然資源と環境保護に関するものに、主としてエネルギー法、天然資源法、森林法、環境保護法がある（あとの二つは一九七九年の人代常務委員会で採択された）。

⑧科学・技術の發展に関するものに、特許法、創造發明法、著作權法がある。

⑨對外経済関係に関するものに、中外合資経営企業法、中外合資経営企業所得税法などがある。

以上のことから理解されるように、わが国の経済立法の任務はきわめて重要である。

### 四 婚姻家庭法

三三年前の婚姻法は、封建主義的婚姻家庭関係に対する反対

にとって、大きな役割を果たした。一九八〇年九月にはまた新婚姻法を制定したが、婚姻の自由、一夫一婦制、男女の平等、婦人と子女の利益の保護という基本的原則には依然として変化がない。新婚姻法の新しい諸点は次の通りである。①結婚年齢における変更。従来は男二〇才、女一八才と規定していたが、七〇年代は全国の人口が膨張したために、結婚年齢について各地においてはおおむね、農村では男二五才、女二三才に、都市では男二七才、女二五才に改めた。今回は男二二才、女二〇才と統一的に規定し、また、晩婚晩育が奨励されることを規定する。(計画出産法は正に制定中である)②直系血族と三代以内の傍系血族は結婚を禁止する。③離婚の要件として、「感情に亀裂が生じ、調停しても効果がない場合」を確立した。④老人の利益を保護し、老人を尊い、幼児を愛することは、わが国のすぐれた伝統であり、高齢化社会の出現にともなう必要となったものである。問題は次の点にある。つまり、①計画出産によって子どもひとりしか生まないということは、当面の人口政策の重要な規定であるが、現在農村地域において女兒溺殺の現象が出現しており、長期的見通しに立って将来の中国を見ると、各夫婦は四人の老人を養わなければならないのであり、そこでいかに児童を保護し老人を扶養するかということが問題になっている。②対外経済開放政策を実行した後に、沿海地区に売

買婚、売春、納妾、重婚などがしばしば発生しており、婦女の利益をひどくおびやかしている。③離婚の要件(感情の亀裂がすではつきりしていること)を充分につかめないのに、しばしば軽率な離婚を助長し、もしくは離婚しないように引きのばして重大な結果をつくり出している。

### 三、法学研究

法制健全化の必要にともなう、法学研究はいっそう活発になっている。全国の法学研究の隊伍は四つの部門から構成されている。つまり、①専門研究所には社会科学院法学研究所があり、上海、陝西等の地方にも法学研究所がある。②政法院校。その中のいくつかの院校はすでに開設されており、もしくは専門研究所を開設することになっている(北京大学では、国際法および経済法の両研究所を準備中)。③政府の各部門にあまねく政策法律研究室を設立している。④業余関心者および法学愛好者(現在多くの法案が起草中で、多くの人が自己の草案と建議を提案している)。法学研究は、当面各学科において研究を深く展開していることはもとよりであるが、注目を引く二つの特別テーマがある。つまり、①法学体系の研究であり、この問題が提起されたのは、法学研究を強化し、社会主義的な、中国の特徴をもつ法学体系を急いで確立するためである。五〇年代

は全面的にソ連を模倣し、ソ連にある法学分科はわが国にも存在したのであり、例えば、国家と法の基礎理論、財政法、集団農場法等である。現在、討論を通じて、若干の学者と教員は、わが国の法学は六つの分科に分けられ、各分科はさらに次のように若干の比較的に小さな分科に分けられると考えている。つまり、(一)理論法学―法学の基礎理論(国家学説は政治学概論におかれる)、西洋の国家法律理論、ソ連・東欧の国家・法律理論および中国・外国の法律思想史。(二)法制史(内外)。(三)国際法(公法私法)。(四)国内の諸部門の法(憲、刑、民、経済、行政、婚姻家庭、刑訴、民訴、労働、社会保障、天然資源と環境保護、軍事法学等)。(五)比較法学―比較法総論(内外の対比)、比較法各論(各種類型国家の法律制度の比較、各種の部分の法の比較)。(六)法学とその他の学科の結合する学科―例えば、法医学、刑事捜査学など。さらに、若干の学者が立法学および法社会学の確立を提起している。しかし、このことに同意しない人もおり、それによれば前者は憲法学の内容と重複していると考えており、後者は二つの学科が結合する学科であって、それゆえ独立させる必要があるとみなしている。②法治のシステム研究。つまり、民主と法制の強化および科学の発展につれて、著名なロケット専門家である銭学森が建議して以後、自然科学者および法学者も討論に参加している。システムはもとと今世紀の

六〇年代に誕生した、新しい型の自然科学の学科であり、目的は最優秀の設計、最もすばらしい管理、運輸の組織管理技術を探求することである。現在、わが国には社会主義的法治が必要であり、最も良い法治が必要である。それに欠陥や手落ちが見られないかぎり、系統にもとづいて立法しなければならぬ。また、最も良い法律と司法系統をもたなければならぬのである。そのために法治の最も良い設計、最も良い政策、最も良い管理および最も良い操作を追求しなければならない。要するに、法治のシステムは法律を手段とする、総合的な組織管理および工程技術である。系統的な科学的理論にもとづくと、法治系統は、執政党の共産党と国家、および国家機構における立法、司法、行政などの、相互に結びつき、相互に作用し、相互に制約する多くの要素によって構成される全体である。法治システムの任務―それは、④複雑な法治系統の全体の機能の設計および運行を研究し、最も良い法治の効果を達成し、わが国の社会主義的法治系統を確立することである。⑤多くの大系統、次系統を含む社会を整理し、社会の大小の系統の法治上の効果および運行を研究することである。それぞれの業務に依るべき法をもたせ、遵守すべき規則をもたせなければならない。

#### 四、法学教育

現在、大学における法律院校はすでに文革前の規模にまで回復し、発展している。当面二二の大学法学部（新設のものに南京大学、安徽大学、杭州大学などの法学部がある）、四つの政法学院がある。このほかに司法部部長劉復之を校長とする、中国政法大学がすでに正式に成立しており、その校地は北京にある。北京大学法学部は、現在、毎年大量の受験生のうち高中卒業生の中から二〇〇名をむかい入れ（東大と同じように、文科系ではパーセンテージが最高である）、また、博士、修士の研究者二〇余名をむかい入れ、全校二二学部において、一〇〇〇名という、人数の最も多い学部となった。現在は、法律、経済法および国際法の三つの専門があり、憲法、法学理論、法制史、経済法、民法、刑法、国際法、国外法学の八教研室を設置しており、また、教員と研究員は一一四人にのぼる。日本の大学とは大きな違いがある。系（学部）には主任、副主任を設けるが教授会を設けておらず、全学部は課程の按配から生活の管理にいたるまで、主任が会議を開いて決定し、学部事務所が執行する。課程は、必修（憲法、民法、刑法などの七つ）と選択（必要と教員の特徴にもとづいて、例えば環境保護法、ローマ法、国際法の名著の講読等、二〇余課目を設けており、昨年はアメ

リカの専門家を招いて英米海商法および投資法を開設した。日本の専門家はこれまで招聘されていない）に分けられる。法学部の学生についての生活管理は比較的に厳格であり、毎朝七時半に授業に出席し、午前に二コマ（四時間でそれぞれ一〇分間の休憩がある）、午後二コマあり、正午には二時間の昼休みがある。一、二年生は毎週二〇時間の授業がある（三、四年生はやゝ少ない）が、その他の時間は図書館に行って自習する。授業に出ないで、勝手に欠席したり、退席したり、早退したりして、授業をさばった累計が一学期に四週にのぼる者は退学させ、二つの必修科目に不合格の者は留年とし、また、累計三つの必修科目に不合格の者はその卒業資格を取り消される。中国の大学は一年を二つの学期に分け、各学期には試験を含み、二〇週の授業に出なければならず、休暇には冬休み（二週間）と夏休み（一ヶ月半）がある。法学部の学生として、毎年半月の肉体労働の時間がある（学校で植樹したり、工場や農村に出かける）。四年の時に、卒業論文を完成するほかに裁判所に出かけて三ヶ月の実習を行なう。裁判所の情況と本人の希望によって、民事裁判廷もしくは刑事裁判廷の活動をふりあてられるが、主として裁判官の助手として裁判手続に熟達する。法学部の卒業生はすべて国家が必要性と本人の希望にもとづいて、裁判所、検察所、公安局、弁護士顧問所などにふりあてられ、ま

た、少数の者は国家機関各部門の法律政策研究室にふりあてられる。現在、法学部の卒業生は大変歓迎されており、現在、全国の政法活動隊伍はすでに百万人に達しているが、中国の人口は多く領土も大きく、三〇の省、直轄市、自治区、二一一〇県、一六七市であり、政法専門大学の卒業生はきわめて必要とされている。弁護士について言えば、全国でわずかに一万名（兼職を含めて）であり、また、北京市について言えばわずかに三百名の弁護士しかない。

要するに、現在の中国の法制建設は新しい時期に入ったのであり、法学研究と法学教育のために、良き前提を展開している。

最後に、講演を終えるにあたって、私はもう一度、会の主催者と出席の皆さんに対して感謝するとともに、今後、北京大学法学部と日本の各大学の法学部、研究所、皆さんとの結びつきがいっそう強まり、法学の学術交流が促進されることを希望したい。

（本稿は、一九八三年六月一七日に比較法研究所において開催された、北京大学法学部講師・呉攄英氏による講演を翻訳したものである。）